令和７年度

八女市財政健全化審査意見書及び
公営企業会計経営健全化審査意見書

八女市監査委員

８八監第１８０－１号
令和８年８月６日

八女市長　　簑　原　悠太朗　様

八女市監査委員　　木　下　徳　臣
同　　葉　山　多恵子

令和７年度八女市財政健全化審査意見及び公営企業会計
経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づき、八女市財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率とそれぞれの算定基礎事項を記載した書類について審査を実施しましたので、その結果について審査意見書を提出いたします。

目　　次

八女市財政健全化審査意見

第１　審査の対象 …… 1

第２　審査の期間 …… 1

第３　審査の概要 …… 1

第４　審査の結果 …… 1

各表並びに文中の記号の用法は、次のとおりである。
「　△　」＝ 負数
「　－　」＝ 該当数値がないもの

八女市公営企業会計経営健全化審査意見

第１　審査の対象 …… 3

第２　審査の期間 …… 3

第３　審査の概要 …… 3

第４　審査の結果 …… 3

各表並びに文中の記号の用法は、次のとおりである。
「　△　」＝ 負数
「　－　」＝ 該当数値がないもの

令和７年度八女市財政健全化審査意見書

第１　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年８月３日から同年８月５日まで

第３　審査の概要

財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

（１）健全化判断比率　　（単位：％）

	比　率　名	令和７年度	令和６年度	早期健全化基　準	備　　考
①	実質赤字比率	―	―	12.29	黒字のため計上なし
②	連結実質赤字比率	―	―	17.29	黒字のため計上なし
③	実質公債費比率	5.6	6.7	25.0	
④	将来負担比率	―	―	350.0	

（２）個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計の実質赤字比率は黒字で、早期健全化基準の 12.29%と比較すると良好な状況にあると認められた。

② 連結実質赤字比率について

八女市全会計の実質赤字比率は黒字で、早期健全化基準の 17.29%と比較すると良好な状況にあると認められた。

③ 実質公債費比率について

本年度を含む過去３か年平均値は、5.6%で前年度より 1.1 ポイント減少しており、早期健全化基準の 25.0%を下回り良好な状況にあると認められた。

④ 将来負担比率について

本年度も前年度につづき、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、早期健全化基準の 350.0%と比較すると良好な状況にあると認められた。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和７年度八女市公営企業会計経営健全化審査意見書

第１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第２　審査の期間

令和８年６月２９日から同年８月５日まで

第３　審査の概要

経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第４　審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

（１）資金不足比率　　（単位：％）

公営企業会計名		令和７年度 資金不足比率	令和６年度 資金不足比率	経営健全化 基　準	備　考
法適用企業	①水道事業	―	―	20.0	資金不足はない
	②下水道事業	―	―	20.0	資金不足はない

（２）個別意見

① 水道事業について

水道事業会計決算において、本年度も流動負債が流動資産を下回っており、資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準から見ると良好な状況にあると認められた。

② 下水道事業について

下水道事業決算においては、一般会計からの繰り入れにより資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されず、経営健全化基準から見ると良好な状況にあると認められた。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。